

山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。

4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したとき、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成 24 年 1 月 12 日

(協定者) 山口県知事
県下 19 市町長

鳥取市及び岩国市災害時相互応援協定書

姉妹都市である鳥取市及び岩国市（以下「協定市」という。）は、大規模な災害の発生時において相互に応援して災害に対処するため、次のとおり災害時相互応援協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市において、大規模な災害が発生し、被災市独自では十分に応急措置が実施できない場合において、協定市相互間の応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協定の運用体制）

第3条 協定市は、この協定の運用に関する総合連絡担当部課及び前条各号に定める応援種類ごとの担当部課をあらかじめ定めるものとし、災害が発生したときは、総合連絡担当部課を通じ、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請の手続等）

第4条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日すみやかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定による応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、実施しようとする応援内容を要請市に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援種類ごとに定める。

（応援活動の指揮等）

第5条 応援市が応援を実施する場合は、要請市の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、その旨を要請した場合は、当該経費を応援市が一時繰替支弁するものとする。

（災害補償等）

第7条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

（平常時の任務）

第8条 第3条に定める総合連絡担当部課は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、応援能力等応援要請時に必要となる資料等を相互に交換するとともに、年1回、応援実施のため必要な事項を確認し、協定市の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、本協定の成立により、平成8年3月1日に協定市が締結した「災害時相互応援協定」は廃止するものとする。

平成19年10月1日

鳥 取 市
鳥 取 市 長

岩 国 市
岩 国 市 長

御殿場市及び岩国市災害時相互応援協定書

御殿場市及び岩国市（以下「協定市」という。）は、大規模な災害の発生時において相互に
応援して災害に対処するため、次のとおり災害時相互応援協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市において、大規模な災害が発生し、被災市独自では十分に応急
措置が実施できない場合において、協定市相互間の応援を円滑に行うために必要な事項を
定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協定の運用体制）

第3条 協定市は、この協定の運用に関する総合連絡担当部課及び前条各号に定める応援種
類ごとの担当部課をあらかじめ定めるものとし、災害が発生したときは、総合連絡担当部
課を通じ、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請の手続等）

第4条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、災害の状況及び必要とする応援内
容を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、フ
ァクシミリ等により応援を要請し、後日すみやかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定による応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、実施しようとする
応援内容を要請市に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援種類ごと
に定める。

（応援活動の指揮等）

第5条 応援市が応援を実施する場合は、要請市の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、その旨を要請した場合は、
当該経費を応援市が一時繰替支弁するものとする。

（平常時の任務）

第7条 第3条に定める総合連絡担当部課は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、応援能力等応援要請時に必要となる資料等を相互に交換するとともに、年1回、応援実施のため必要な事項を確認し、協定市の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年10月1日

御 殿 場 市
御殿場市長

岩 国 市
岩 国 市 長

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める受入れを要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前各号の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、さらに応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担をするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3) ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときに、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第 12 条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第 13 条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第 14 条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

この協定は、平成 23 年 7 月 12 日から効力を生ずる。

平成 23 年 7 月 12 日

(協定者) 石油基地自治体協議会加盟 56 団体

全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援協定に関する協定書

鵜飼サミット関連自治体（以下これらを「協定市」という。）は、いずれかの協定市において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災した協定市が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 応援を要請する協定市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。ただし、応援を受ける協定市との協議により、応援を行う協定市が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 協定市は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡が取れない場合で、応援市が必要と認めたときは、被災市の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中において生じたものを除き、要請市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、各協定市の長が署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

大 洲 市 長
三 次 市 長
笛 吹 市 長
岐 阜 市 長
関 市 長
犬 山 市 長
岩 国 市 長
日 立 市 長

岩国市及び吉賀町消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、山口県岩国市及び島根県吉賀町（以下「市町」という。）管内において災害が発生した場合に、市町相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町（以下「協定市町」という。）の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震その他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、災害が発生した市町（以下「発災市町」という。）の長が、他の協定市町の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
- (2) 発災市町の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合
- (3) その他、災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町が保有する車両資機材等を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- (3) 応援隊の活動内容
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく要請市町の長に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第6条 応援市町の長は、応援隊を当該市町の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、要請市町の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町の消防長（消防本部を設置していない市町にあっては市町長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができ。

（報告）

第8条 応援市町の長は、応援の結果を応援活動終了後、速やかに要請市町の長に報告するものとする。

2 要請市町の長は、災害の概要を災害活動終了後、速やかに応援市町の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費

イ 応援の消防職員又は消防団員（以下「応援隊員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、要請市町への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材及び救援物資の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町と要請市町が協議して定めることとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し、疑義を生じたときは、その都度協定市町で協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成19年10月1日

岩 国 市

岩 国 市 長

島根県吉賀町

吉 賀 町 長

消防相互応援協定書（大竹市、岩国市、和木町、岩国地区消防組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、大竹市、岩国市、和木町及び岩国地区消防組合（以下「協定団体」という。）と相互の消防機関を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の運用区域）

第2条 この協定の運用地域は、大竹市、岩国市及び和木町の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災、地震その他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定団体の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、災害が発生した協定団体（以下「要請協定団体」という。）の長が、他の協定団体の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定団体に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
- (2) 要請協定団体の消防機関では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) 災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定団体が保有する車両資機材等を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- (3) 応援隊の主な任務
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた協定団体（以下「応援協定団体」という。）の長は、特別な理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援協定団体の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく要請協定団体の長に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請協定団体の長に通報するものとする。

（応援隊の派遣の中断）

第6条 応援協定団体の長は、応援隊を当該協定団体の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、要請協定団体の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請協定団体の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援協定団体の長は、応援の結果を応援活動終了後、速やかに要請協定団体の長に報告するものとする。

2 要請協定団体の長は、災害の概要を災害活動終了後、速やかに応援協定団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援協定団体が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常経費

イ 応援の消防職員又は消防団員（以下「応援隊員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、要請協定団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請協定団体が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材及び救援物資の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費（応援隊員に重大な過失がある場合を除く。）

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援協定団体と要請協定団体が協議して定めることとする。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、協定団体で協議の上、別に定める。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義を生じたときは、その都度協定団体で協議し、決定するものとする。

(旧協定の廃止)

第12条 大竹市が岩国市及び和木町の2市町と締結している消防相互応援協定（平成19年11月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

以上のとおり協定を締結した証として、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成20年2月12日

広島県

大竹市長

山口県

岩国市長

山口県

和木町長

岩国地区消防組合

岩国地区消防組合管理者

消防相互応援協定書（廿日市市、岩国市、岩国地区消防組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、広島県廿日市市、山口県岩国市及び岩国地区消防組合（以下「協定団体」という。）と相互の消防機関を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の運用地域）

第2条 この協定の運用地域は、廿日市市及び岩国市の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災、地震その他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定団体の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、災害が発生した協定団体（以下「要請協定団体」という。）の長が、他の協定団体の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定団体に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
- (2) 要請協定団体の消防機関では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) 災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定団体が保有する車両資機材等を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- (3) 応援隊の主な任務
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた協定団体（以下「応援協定団体」という。）の長は、特別な理由がない限り応援を行うものとする

2 応援協定団体の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく要請協定団体の長に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請協定団体の長に通報するものとする。

（応援隊の派遣の中断）

第6条 応援協定団体の長は、応援隊を当該協定団体の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、要請協定団体の長と協議の上、派遣を中断することができる。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、要請協定団体の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、

緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援協定団体の長は、応援の結果を応援活動終了後、速やかに要請協定団体の長に報告するものとする。

2 要請協定団体の長は、災害の概要を災害活動終了後、速やかに応援協定団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援協定団体が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常経費

イ 応援の消防職員又は消防団員（以下「応援隊員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、要請協定団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請協定団体が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材及び救援物資の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費（応援隊員に重大な過失がある場合を除く。）

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援協定団体と要請協定団体が協議して定めることとする。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、協定団体で協議の上、別に定める。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義を生じたときは、その都度協定団体で協議し、決定するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成19年12月1日

広島県
廿日市市長
山口県
岩国市長
岩国地区消防組合
岩国地区消防組合管理者

山口県内広域消防相互応援協定（消防保安課）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

（報告及び連絡調整）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- （1）災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- （2）発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- （3）その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- （1）災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- （2）要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- （3）応援隊の活動内容。
- （4）応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- （5）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定書 (県防災危機管理課)

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、中国自動車道（付属施設を含む。）の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道（付属施設を含む。）の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間（以下「協定区域」という。）において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- (1) 火 災
- (2) 救急事故
- (3) 救助事故
- (4) その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- (1) 車両通行路（本線）及びその築堤部
- (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ

（出動区分）

第 2 条 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

2 前項の規定により第 1 出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。

3 第 1 項の規定により第 2 出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等の長の要請により出動するものとする。

4 第 2 項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

（指揮）

第 3 条 協定市町等が前条第 3 項の規定により第 2 出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

（費用の負担）

第 4 条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を

行った協定市町等（以下「応援市町等」という。）の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等（以下「受援市町等」という。）の負担とする。

(2) 応援市町等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。

(3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、受援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

（災害の調査報告書等）

第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市町等において行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発する。

2 中国自動車道及び山陽自動車における消防相互応援協定書（平成23年4月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

出 動 区 分

別 表

	出動区域	出動市町等	
		第一出動	第二出動
中国自動車道	下関ＩＣから 美祢西ＩＣまでの上り線 小月ＩＣから 下関ＩＣまでの下り線	下関市	下 関 市 美 祢 市 山 陽 小 野 田 市 宇 部 市 宇部・山陽小野田消防組合 山 口 市 防 府 市 周 南 市 下 松 市 光 市 光地区消防組合 岩 国 市 岩国地区消防組合
	美祢西ＩＣから 小郡ＩＣまでの上り線 美祢ＪＣＴから 小月ＩＣまでの下り線	美祢市	
	小郡ＩＣから 鹿野ＩＣまでの上り線 徳地ＩＣから 美祢東ＪＣＴまでの下り線	山口市	
	徳地ＩＣから 鹿野ＩＣまでの上り線 徳地ＩＣから 山口ＩＣまでの下り線	防府市	
	鹿野ＩＣから 徳地ＩＣまでの下り線	周南市	
	山口ＪＣＴから 防府東ＩＣまでの上り線 山口南ＩＣから 山口ＪＣＴまでの下り線	山口市	
山陽自動車道	防府東ＩＣから 徳山西ＩＣまでの上り線 防府西ＩＣから 山口南ＩＣまでの下り線	防府市	
	徳山西ＩＣから 熊毛ＩＣまでの上り線 徳山東ＩＣから 防府西ＩＣまでの下り線	周南市	
	熊毛ＩＣから 玖珂ＩＣまでの上り線 熊毛ＩＣから 徳山東ＩＣまでの下り線	光地区消防組合	
	玖珂ＩＣから 岩国ＩＣまでの上り線 岩国ＩＣから 熊毛ＩＣまでの下り線	岩国地区消防組合	
	下関ＪＣＴのうち 中国自動車道上り線から 埴生ＩＣまでの上り線	下関市	
	埴生ＩＣから 宇部ＪＣＴまでの上り線 小野田ＩＣから 下関ＪＣＴまでの下り線	宇部・山陽小野田消防組合	
	宇部市ＪＣＴのうち 県道山口宇部線下り線から 山陽自動車道下り線口まで	山口市	
	下関市ＪＣＴのうち 中国自動車道下り線から 山陽自動車道上り線口まで	美祢市	

山口県消防防災ヘリコプター応援協定（県防災危機管理課）

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合並びに消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の指揮）

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援要請に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

(協定者) 山口県知事

県下20市町村長

県下3消防を担当する一部事務組合の長

岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定

この協定は、岩国市長（以下「市長」という。）、岩国地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地司令官（以下「司令官」という。）との間で平成 30 年 6 月 27 日作成し、次のとおり締結する。

この協定は、火災又は災害（自然及び人的災害）が発生した場合、岩国市（以下「市」という。）及び岩国地区消防組合（以下「組合」という。）とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地（以下「基地」という。）との間で相互応援することにより被害を軽減することを目的とする。この協定は、市及び組合と基地との間のみ適用する。

市長及び管理者並びに司令官又はそれぞれの代理者は、この協定の精神と趣旨に基づいて、その達成を保証するものとする。

当事者は、その管轄区域内において消防活動に必要な資機材及び人員を維持する。

この協定に従って、互いに応援することは、この協定の両当事者にとって相互に安全で、かつ、実効性があり、さらに有益なものでなければならない。

協定は、次のとおりとする。

第 1 条 緊急事態発生の際、市長及び管理者並びに司令官は、当事者の判断に基づくことを条件として、次の相互応援に同意するものとする。

第 2 条 この協定による応援は、強制されないが、応援要請を受けた当事者は、何らかの理由で応援ができない場合は、直ちにその旨を要請者に通知しなければならない。

第 3 条 司令官又はその代理者から応援の要請があった際、市長及び管理者又はそれぞれの代理者は、必要に応じて基地の応援をするため消防緊急資機材及び消防隊員を派遣する。

第 4 条 市長及び管理者又はそれぞれの代理者から応援の要請があった際、司令官又は司令官が命じた代理者は、必要に応じて市及び組合の応援をするため、消防緊急資機材及び消防隊員を派遣する。

第 5 条 市及び組合において応援を要請する場合は、責任ある市及び組合は、岩国基地消防緊急電話（0827-21-7700 又は 0827-79-3322）へ次の事項を連絡する。

- (1) 応援を要請する責任者の氏名
- (2) 必要とする資機材及びその数量並びに人員数
- (3) 消防隊員の派遣先
- (4) 緊急事態の簡単な概要

第 6 条 基地において応援を要請する場合は、組合消防本部（火災専用電話 119）へ前条各号と同一事項を連絡するものとする。

第 7 条 この協定に基づくアメリカ合衆国海兵隊の行為は、公務中になされた行為であるとみなす。

第 8 条 前条以外のいかなる個人による活動の履行もアメリカ合衆国海兵隊の公務中の行為とみなされない。

第9条 この協定は、当事者間相互の利益を図ることが目的であり、その目的達成のため派遣した消防隊員が生命を失い、若しくは傷害を被り、又は資機材器具に損害を受けた場合といえども、各当事者は相手方に対し補償の要求をしない

第10条 この協定に基づいて応援する各当事者は、その補償を受ける資格はないものとする。

第11条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における消防隊の運用に関する全責任を有し、この消防隊の運用責任は、この協定に基づく応援隊を派遣する相手側に移行しないものである。

第12条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における火災等の災害現場におけるすべての消防隊員、消防車両及び資機材、器具の運用に関する責任を有する。

応援を要請した消防隊の長が、火災等の緊急時に災害現場において応援側部隊の指揮を執ることができない場合は、次席者が指揮を執る。ただし、特別な状況下に限り、応援を要請した消防隊の指揮者に代わり応援側の指揮者がその緊急時の対応において指揮を執ることができる。

第13条 この協定に従って、双方の消防関係者は互恵の基盤に立ち、地形水利等地域の実情に精通するよう相互の交流を深めるものとする。また必要に応じ可能な範囲で消防訓練等（戦術計画、情報交換、会議、教育、演習）を実施する。

第14条 この協定を効果的に履行するため、それぞれの消防隊の幹部は、必要とする細部計画及び運営手続きを起草することができ、かつ指示を受けるものとする。そのような細部計画及び運営手続きは、この協定の当事者による承認によって効力を生ずるものとする。

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し解決する。

第16条 この協定は、本書に記載された日付をもって効力を生じ、締結者相互の合意によって解除されるまで、又はいずれかの締結者が他方の締結者に対し、文書をもって通告を行うまで効力を有するものとする。この場合10日の予告期間を与えるものとする。

したがって相互の署名により、従前の岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の火災又は災害時における消防相互援助協定は、効力を失う。それゆえ、この協定は、2002年3月28日に締結した協定に取って代わるものとする。

アメリカ合衆国海兵隊 岩国航空基地司令官	岩国市 岩国市長
-------------------------	-------------

岩国地区消防組合
管理者

災害時における情報交換に関する協定書 (国土交通省中国地方整備局)

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と岩国市長(以下「乙」という。)は、岩国市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、岩国市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、岩国市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

乙 岩 国 市 岩 国 市 長

岩国空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定

国土交通省大阪航空局岩国空港事務所（以下「甲」という。）及び岩国地区消防組合（以下「乙」という。）は、岩国空港民航ターミナルエリアにおける消火救難業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岩国空港民航ターミナルエリアにおける航空機（但し自衛隊及び米軍機に係るものを除く、以下同じ。）事故又は、その発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙との緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 緊急事態が発生した場合、甲の出動要請によって乙はすみやかに消防隊を出動せしめるものとする。

2 前項の出動要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 当該航空機の機種
- (3) 災害発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊の到着すべき場所
- (5) その他必要事項

（事故調査に対する協力）

第3条 甲及び乙は、消火救難業務を実施するにあたっては当該航空機の状態、現場における痕跡及びその他、事故の調査に必要な資料の保存について可能な限り留意するものとする。

（訓練）

第4条 甲及び乙は、両者協議により立案計画して、緊急事態における消火救難に関する総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の提供等）

第5条 甲は、岩国空港民航ターミナルエリアに発着する航空機の機種別の非常脱出出口、破壊場所に関する資料その他消火救難業務に必要な予め乙に提供するものとする。

（連絡）

第6条 この協定を実施するために必要な甲及び乙の連絡調整は、国土交通省大阪航空局岩国空港事務所管理課長及び、岩国地区消防組合警防課長をもって担当させる。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、岩国空港民航ターミナルエリアにおける消火救難業務に関し必要な事項については、甲及び乙の協議により定める。

付則

この協定は、平成２４年７月１日から施行する。

平成２４年６月２０日

甲 国土交通省大阪航空局岩国空港事務所
空 港 長

乙 岩国地区消防組合
管 理 者

消防相互応援協定（岩国地区消防組合、岩国海上保安署）

岩国海上保安署と岩国地区消防組合は、昭和 45 年 12 月 1 日に締結した消防相互応援協定（以下「原協定」という。）の一部を変更し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和 43 年 3 月 29 日）に基づき、岩国海上保安署（以下「海上保安署」という。）と岩国地区消防組合（以下「消防組合」という。）が協力し、相互の能力を有効に活用して災害による被害を最小限に防止し、併せて消防業務の円滑なる調整を図ることを目的とする。

（区域）

第 2 条 この協定に基づく区域は、消防組合の区域に係る海上保安署の担当水域とする。

（担当区分）

第 3 条 次各号に掲げる船舶（消防法第 2 条の「舟」を含む。以下同じ。）の消火活動は主として消防組合が担任し、海上保安署はこれに協力するものとする。ただし、陸上からの消防活動が困難なる場所においては海上保安署の担任とする。

(1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架中又は入渠中の船舶

(2) 河川湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として海上保安署が担任し、消防組合はこれに協力するものとする。

3 海上保安署の担任に係る船舶が海上において火災発生後、ふ頭又は岸壁に接岸する場合及び消防組合の担任に係る船舶が火災発生後、ふ頭又は岸壁を離れ海上に出る場合は、前 2 項の規定にかかわらず双方が協議のうえ相互に協力して消火に努めるものとする。

（災害通報又は応援要請）

第 4 条 海上保安署又は消防組合が船舶火災、その他の災害を覚知した場合、相互に直ちにその旨を通報するとともに、必要と認めたときは協定機関の長に対し、応援の要請をすることができる。

（協力分担）

第 5 条 消防組合の担任に係る船舶並びに海岸地区の消火活動のために応援要請があった場合において、海上保安署が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 巡視艇及び海上保安官の派遣による消火活動の援助

(2) 船舶及び海岸地区の陸上火災における巡視艇による消火活動、給水支援、付近海上付近における交通の整理・警戒並びに消防隊等の輸送

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な援助

2 海上保安署の担任に係る船舶の消火活動のため応援要請があった場合において、消防組合が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 海上保安署の指定する場所への消防隊の出動による消火活動の援助

(2) 陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防隊の出動による消火活動資機材の陸上輸送

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な便宜の供与

(応援職員の任務)

第6条 応援のために出動した海上保安官又は消防職員は、当該要請機関の意見を尊重するものとする。

(消火活動の通知)

第7条 海上保安署又は消防組合が単独で船舶火災の消火に従事したときは、相互がすみやかにそのてん末を通知するものとする。

(現場指揮所)

第8条 大規模な消火活動等を行う必要があるときは、海上保安署及び消防組合は協議して、現場指揮所を設置するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第9条 火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査（以下「調査」という。）は、それぞれの担任区分により行うものとする。

2 海上保安署及び消防組合は、前項の担任区分により調査を行った場合は、その調査の内容を相互に通報するものとする。

3 海上保安署及び消防組合は、いずれの側から第1項の調査のため協力要請があった場合、これに協力するものとする。

4 出火原因が、放火又はその疑いであるときは相互に通報するとともに、証拠の保全に努めなければならない。

(火災予防に関する相互協力)

第10条 船舶、港湾並びに沿岸の施設及び物件の火災予防に際しては、法令その他の定めるところにより海上保安署又は消防組合において実施し、必要と認めるときは相互に協力援助するものとする。

2 入港船舶の危険物積載の状況及び化学消火剤の備蓄状況、その他消火活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第11条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を、効果的に行うため、地域防災会議等を活用しおおむね次の事項について連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及び実施の推進

(経費)

第12条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし特に多額の経費を要した場合における当該経費の負担は、その都度双方が協議のうえ決定する。

(実施の細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、双方が協議して決定するものとする。

(協定の改廃)

第14条 この協定を改廃しようとするときは、双方が協議のうえこれを行うものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定書は2通作成し、各機関の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。
- 2 昭和45年12月1日に岩国市消防本部と岩国海上保安署が締結した消防相互応援協定は、これを廃止する。

平成10年4月9日

岩国海上保安署長

岩国地区消防組合消防長

救急救助業務等に関する覚書（岩国地区消防組合、岩国海上保安署）

岩国海上保安署と岩国地区消防組合は、昭和 45 年 12 月 1 日に締結した救急業務に関する申し合わせの一部を変更し、次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 9 項に定める救急事故等が発生した場合に、岩国海上保安署（以下「海上保安署」という。）と岩国地区消防組合（以下「消防組合」という。）が相互に協力して、救急救助業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

（区域）

第 2 条 この覚書に基づく区域は、消防組合の区域に係る海上保安署の担任水域とする。

（協力要請）

第 3 条 この覚書に基づく区域において、大規模災害等による多数傷病者が発生した場合又は緊急に搬送を要する傷病者（以下「救急患者」という。）が発生した場合、必要と認められるときは消防組合の長から海上保安署の長に対し、海上における救急患者の輸送を要請することができるものとする。

2 担任水域内を航行中の船舶等において救急患者が発生した場合、海上保安署の長は消防組合の長に対し、陸上における患者搬送を要請できるものとする。

（業務の協力）

第 4 条 海上保安署及び消防組合の協力事項は次のとおりとする。

- (1) 海上保安署は、前条による救急患者の搬送要請を受けた場合特別の事情のない限り巡視艇を派遣して海上輸送の便宜を供与するものとする。
- (2) 消防組合は、前条第 2 項による救急患者の搬送要請を受けた場合、海上保安署の指定する場所へ救急隊を派遣し救急体制を整えるものとする。

（経費）

第 5 条 この覚書における活動について要した経費は相互に請求しないものとする。

（実施の細目）

第 6 条 この覚書に定めるもののほか、必要事項については、両機関が協議して定めるものとする。

（覚書の保管）

第 7 条 この覚書は 2 通作成し、各機関の長が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

附 則

- 1 この覚書は、締結の日から効力を生ずる。
- 2 昭和 45 年 12 月 1 日に岩国海上保安署と岩国市消防署が締結した救急業務に関する申し合わせは、これを廃止する。

平成 10 年 4 月 9 日

岩国海上保安署長

岩国地区消防組合消防長

広島市及び岩国地区消防組合消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島市及び岩国地区消防組合が消防事務を処理する区域（以下「管轄区域」という。）において災害が発生した場合に、広島市と岩国地区消防組合（以下「協定締結機関」という。）が、それぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、相手方の協定締結機関（以下「相手方」という。）の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定締結機関の長（広島市にあつては市長、岩国地区消防組合にあつては管理者をいう。以下同じ。）が、相手方の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が発生した協定締結機関の消防力のみによっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (2) 災害を防ぎよするため、相手方が保有する車両及び資機材等が必要であると認められる場合
- (3) その他特別な理由により、相手方の応援が必要であると認められる場合

2 前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員並びに車両・資機材等の種別及び数量
- (3) 応援隊の活動内容
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により、応援要請を受けた協定締結機関（以下「応援機関」という。）の長は、特別な

理由がない限り、応援を行うものとする。

- 2 応援機関の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、車両その他必要な事項を遅滞なく応援を要請した協定締結機関（以下「要請機関」という。）の長に連絡するものとする。
- 3 応援機関の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請機関の長に連絡するものとする。

(応援隊の応援活動の中断)

第5条 応援機関の長は、応援隊を自らの管轄区域内の消防業務に復帰させるべき事態等が生じた場合、要請機関の長と協議の上、応援活動を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第7条 応援機関の長は、応援活動終了後、速やかに応援活動の結果を要請機関の長に報告するものとする。

2 要請機関の長は、災害活動終了後、速やかに災害の概要を応援機関の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援機関が負担する経費

ア 人件費、旅費及び消費燃料費等の経費

イ 応援の消防職員（以下「応援隊員」という。）が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 応援隊員の故意又は重大な過失により、応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請機関が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度、協定締結機関が協議して定めるものとする。

(実施細目等)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定締結機関が協議して、実施細目等により定めるものとする。

2 広島市が保有する消防ヘリコプターを使用した応援に係る第3条及び第8条の規定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、協定締結機関が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定の証として、協定締結機関の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年8月28日

広島市

市長

岩国地区消防組合

管理者

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

(昭和 54 年 4 月 24 日)

改正 平成元年 2 月 13 日

平成 3 年 2 月 6 日

平成 19 年 2 月 1 日

平成 20 年 2 月 15 日

平成 24 年 11 月 13 日

(目的)

第 1 条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）、海上自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第 4 条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱によりその円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が召集する。

2 定例会議は、原則として年 1 回（10 月）開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第 6 条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成元年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

(昭和 54 年 4 月 24 日)

改正 平成元年 2 月 13 日

平成 3 年 2 月 6 日

平成 19 年 2 月 1 日

平成 20 年 2 月 15 日

平成 24 年 11 月 13 日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第 4 条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第 2 条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第 3 条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局（企画部業務課）に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表 1（省略）によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第 4 条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表 2-1、2-2「緊急連絡通報系統図（第 1 報）」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第 5 条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。ただし、前条第 1 項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表 3（省略）に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。
（現場連絡所の設置等）

第 6 条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

（関係機関の任務分担）

第 7 条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表 4 から 6 に掲げるとおりとする。

（米軍の援助協力）

第 8 条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等）

第 9 条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

- (1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。
- (2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

（警察又は海上保安部等の関係機関の協力）

第 10 条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない

範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

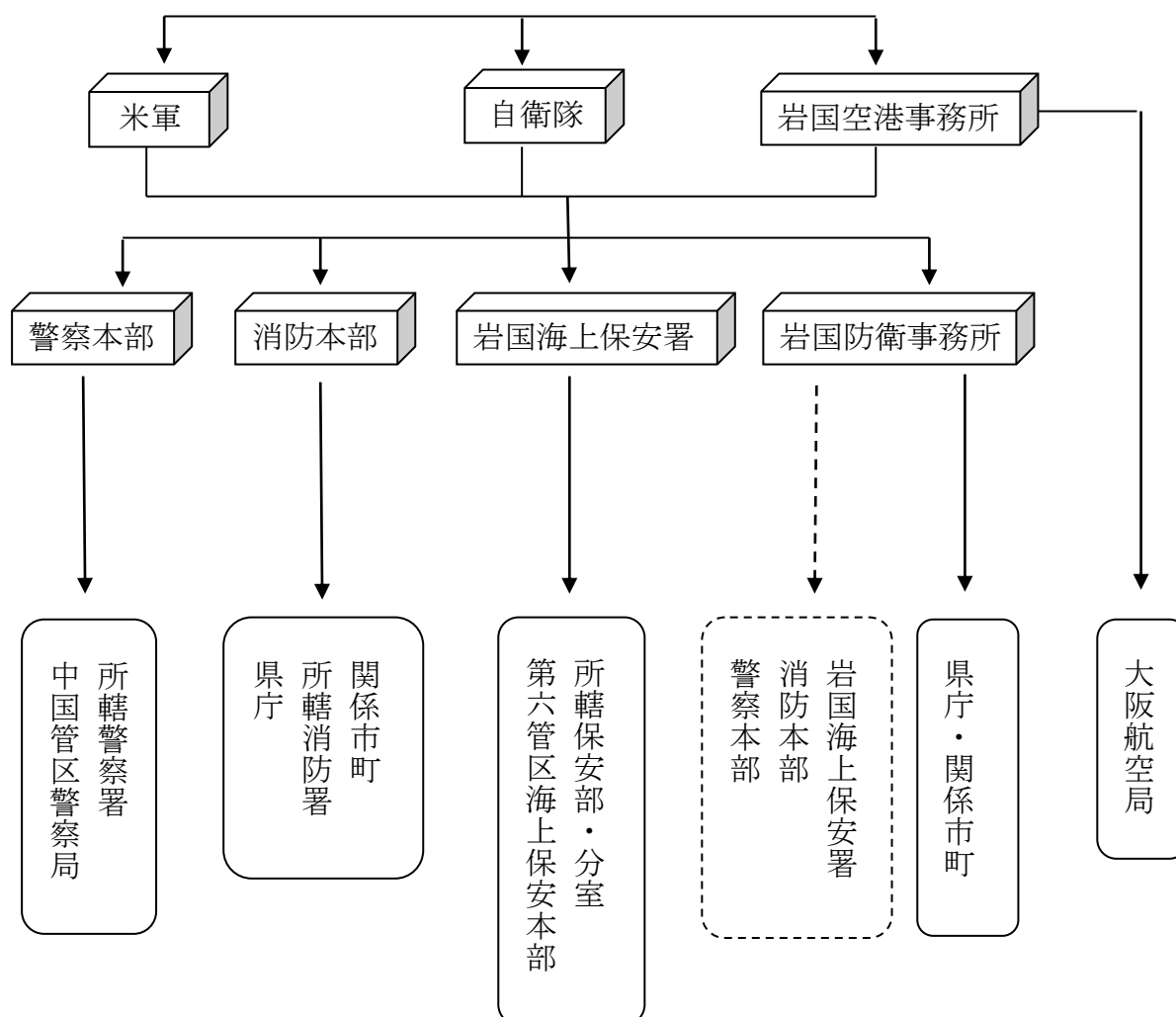
この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

(別表 2 - 1) 航空事故等の発生時における緊急連絡通報系統図 (第 1 報)

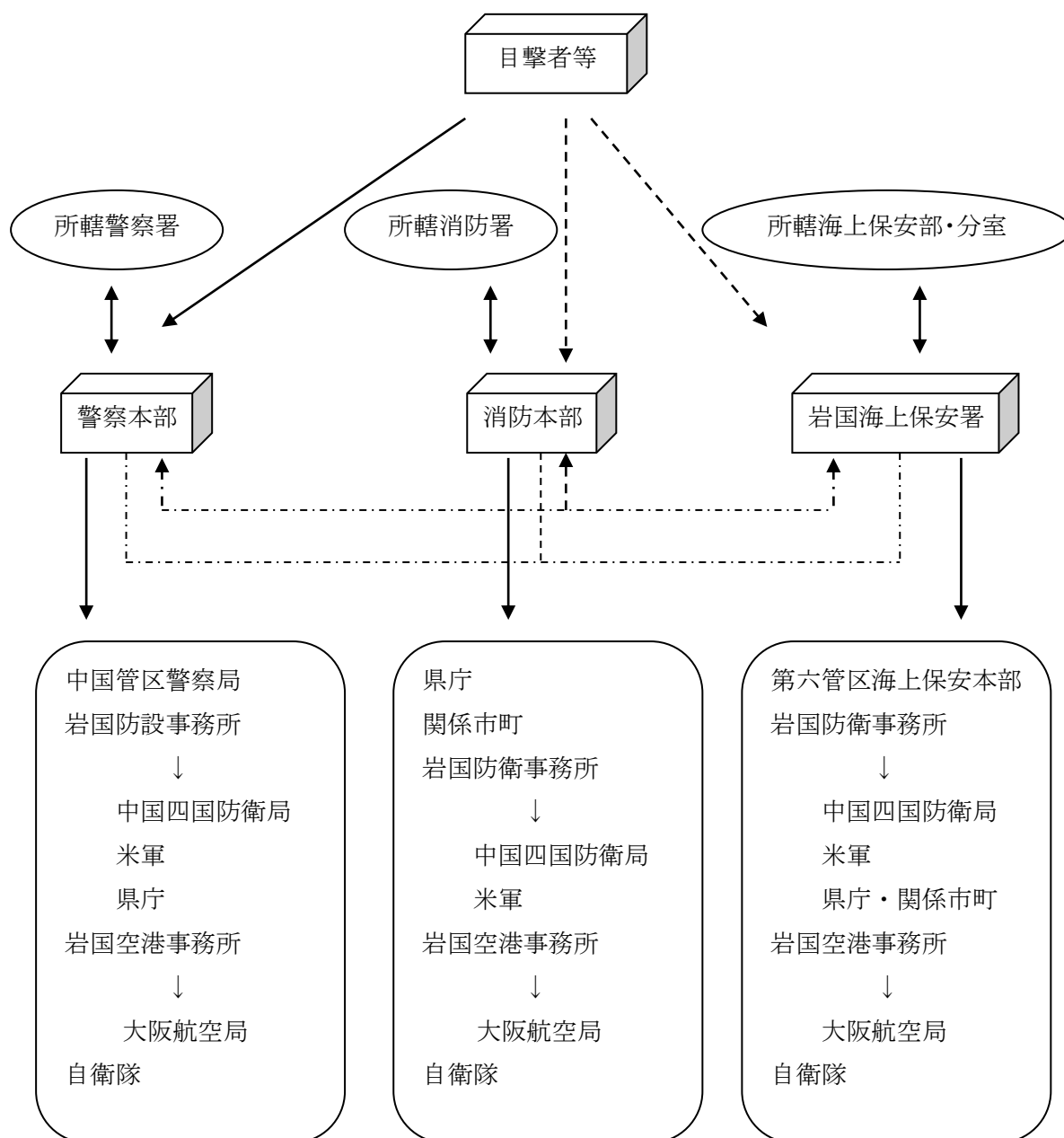
米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所が事故発生を知った場合 (第 4 条第 1 項)



(注) 点線は、米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

(別表 2 - 2) 航空事故等の発生時における緊急連絡通報系統図 (第 1 報)

警察本部・消防本部・岩国海上保安署等が事故発生を知った場合 (第 4 条第 2 項) 図 3 - 5



(注) - - - - - は、必要に応じ通報する経路

事項内容		内容	機関					県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊
人身被害	被災死亡者の処置	(1)住民等（他地域者を含む）						◎	○	◎				○	○	○
		(2)乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）						○	○	◎	◎			○	◎	○
	負傷者の救急活動	(1)住民等（上記(1)に]同じ)						○	◎	◎				○	○	○
		(2)乗員等（上記(2)に同じ)						○	◎	◎	◎				◎	○
		(3)救急病院の引受け確認						○	◎					○		
財産被害	消防活動	(4)より適切な病院への転院						○	○					◎		
		(5)負傷者の応急手当						◎	○			◎				
		(1)陸上							◎						○	○
		(2)海上						○	○			◎				
		(1)陸上						○	◎	○						
現場対策	警備活動	(2)海上										◎				
		(1)現場保存									◎	◎				◎
		(2)立入制限									◎	◎				◎
		(3)財産保護、警備						○		◎	◎					
		(4)現場交通規制及び交通整理									◎	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5)残置財産保全						○			○	○		◎		
		(1)仮住居の斡旋、提供						○						◎		
		(2)生活必需品の支給												◎	○	○

注：1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

事項内容		内容	機関					県	市町	消防	警察	海保	航空局	防衛局	米軍	自衛隊
人身被害	被災死亡者の処置	(1)住民等（他地域者を含む）						◎	○	◎					○	○
		(2)乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）						○	○	◎	◎				○	◎
	負傷者の救急活動	(1)住民等（上記(1)に]同じ)						○	◎	◎					○	○
		(2)乗員等（上記(2)に同じ)						○	◎	◎	◎				○	◎
		(3)救急病院の引受け確認						○	◎							○
財産被害	消防活動	(4)より適切な病院への転院														
		(5)負傷者の応急手当						◎	○			◎				◎
		(1)陸上							◎							○
		(2)海上						○	○			◎				○
		(1)陸上						○	◎	○						
現場対策	警備活動	(2)海上										◎				○
		(1)現場保存									◎	◎				○
		(2)立入制限										◎	◎			○
		(3)財産保護、警備						○			◎	◎				○
		(4)現場交通規制及び交通整理									◎	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5)残置財産保全						○			○	○				◎
		(1)仮住居の斡旋、提供						○								◎
		(2)生活必需品の支給														◎

注：1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

事項内容		内容	機関					県	市町	消防	警察	海保	航空局	防衛局	米軍	自衛隊	
人身被害	被災死亡者の処置	(1)住民等（他地域者を含む）						◎	○	○	◎		○		○	○	
		(2)乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）						○	○	○	◎	◎	○		○	○	
	負傷者の救急活動	(1)住民等（上記(1)に]同じ）						○	◎	◎	◎		○		○	○	
		(2)乗員等（上記(2)に同じ）						○	◎	◎	◎	◎	◎		○	○	
		(3)救急病院の引受け確認						○	◎				○				
財産被害	消防活動	(4)より適切な病院への転院															
		(5)負傷者の応急手当						◎	○			◎	◎				
		(1)陸上							◎							◎	○
		(2)海上						○	○			◎					
		(1)陸上						○	◎	○							
現場対策	警備活動	(2)海上										◎					
		(1)現場保存									◎	◎	○				
		(2)立入制限										◎	◎	○			
		(3)財産保護、警備						○			◎	◎	◎	○			
		(4)現場交通規制及び交通整理									◎	◎	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5)残置財産保全						○			○	○	◎				
		(1)仮住居の斡旋、提供						○					◎				
		(2)生活必需品の支給												◎			

災害情報に関する放送の実施協定書

災害情報に関する放送の実施について、岩国市（以下「甲」という。）と株式会社アイ・キャン（以下「乙」という。）とは、次の事項により協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩国市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の放送設備を使用して行われる災害情報に関する放送の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報 法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他の災害等に関する情報で、市民に対して周知することが求められるものをいう。
- (2) 直接放送 甲が、乙の設備を乙の指定する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。
- (3) 間接放送 乙が、甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

（直接放送）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合は、直接放送をすることができる。ただし、当該災害情報が岩国市の区域内に係るものに限る。

- (1) 乙の放送局員が不在の場合において、次に掲げる場合
 - ア 震度4以上の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から大雨、洪水、暴風等警報が発令されたとき。
 - ウ 高潮、津波注意報が発令されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認める場合

2 甲は、前項の規定に基づき直接放送するときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送が行えるよう協力するものとする。

（間接放送）

第4条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

3 甲は市民に伝達すべき情報等をその都度乙に連絡し、乙は甲発表の情報を放送に反映させる。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者

を定め、相互に届け出るものとし、異動があった場合も同様とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

2 この協定の有効期間の満了する日の1月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間は延長されるものとし再度、書面を取り交わすこととする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 岩国市今津町一丁目14番51号
岩国市
岩国市長

乙 岩国市山手町一丁目17番3号
株式会社アイ・キャン
代表取締役社長

アマチュア無線による災害時応援協定（県防災危機管理課）

社団法人アマチュア無線連絡（JARL）山口県支部（以下「甲」という。）と山口県（以下「乙」という。）とは、乙が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）に基づき実施する災害時における災害に関する情報の収集及び伝達（以下「情報の収集伝達」という。）に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第 1 条 この協定は、山口県内において大規模な災害（法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、山口県災害対策本部条例（昭和 37 年 9 月 20 日山口県条例第 40 号）に基づき災害対策本部が設置された場合に、甲がその構成員により設置されているアマチュア無線局をして乙に協力し、情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（非常通信活動の性格）

第 2 条 この協定に基づき実施するアマチュア無線局の非常通信活動は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（情報の収集伝達の実施）

第 3 条 この協定による情報の収集伝達は、甲の構成員が行うものとする。

2 甲は、この協定による情報の収集伝達を行う甲の構成員にかかる名簿を毎年定期に作成し、乙に提出するものとする。

（協力の要請）

第 4 条 乙は、災害時に公衆通信網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能となった場合において情報の収集伝達上必要があると認めるときは、甲に対し、情報の収集伝達について必要な項目又は内容を明らかにして協力を要請することができるものとする。

（臨時の措置）

第 5 条 乙は、甲がこの協定による情報の収集伝達を行うために必要となるアマチュア無線局を開設するときは、施設、設備の提供その他臨機の措置を執るものとする。

（災害情報の提供）

第 6 条 甲は、第 4 条の規定による協力要請を持たずに特に必要があると認められる災害情報を乙に提供することができるものとする。

（情報連絡系統）

第 7 条 この協定による甲と乙との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

（情報の収集伝達に係る共同訓練の実施）

第 8 条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して所要の訓練を実施するものとする。

（疑義の解決）

第 9 条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保管する。

平成10年3月9日

山口県岩国市由宇町 4204

甲 社会法人日本アマチュア無線連盟山口県支部
支部長

乙 山口県
山口県知事

災害時における仮設トイレの供給に関する協定 (県廃棄物・リサイクル対策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に、山口県地域防災計画に基づき被災者等に対して行う仮設トイレの供給に関して、山口県（以下「甲」という。）と山口県衛生仮設資材事業協同組合（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(供給要請の手続き)

第2条 災害時において、被災市町村（以下「市町村」という。）から仮設トイレの供給の要請を受けた甲は、乙に対し、その供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給等)

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、仮設トイレの優先的供給、運搬、設置及びその他事項に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、組合員を選定するなどの措置を講じ、仮設トイレの供給方法等を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、市町村にその旨を連絡するとともに、仮設トイレの引渡・設置場所等について市町村と調整のうえ決定するものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により、乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬・設置に要した費用については、災害発生直前における適切な価格を基準とし、原則として市町村が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(厳守事項)

第6条 仮設トイレの使用に伴って生じたし尿は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成10年2月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成10年2月9日

甲 山口市滝町1番1号
山口県知事

乙 山口県宇部市大字妻崎開作1319番地の1
山口県衛生仮設資材事業協同組合
理事長

2-23

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定書（中央フード）

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社中央フード（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における食料等の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する食料等の供給を要請する。

2 前項の要請は、別紙第1「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を執るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（要請の範囲）

第4条 甲が乙に要請する食料等は、原則として別表第2に掲げる物資のうちから指定するものとする。

（価格）

第5条 食料等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に甲の職員を派遣し、乙から引渡しを受けるものとする。

（支払）

第7条 甲は、引き取った食料等の代金を乙からの請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 第2条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては岩国市危機管理課長を、乙においては株式会社中央フード総務部長をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、1 か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 19 年 1 月 29 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市今津町 1 丁目 4－8
株式会社中央フード
代表取締役

別紙第 1

緊 急 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

株式会社中央フード 様

岩国市危機管理課長

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり〇〇〇の調達を要請します。

物 資 名	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考

別紙第2

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

2-24

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定書（マックスバリュ西日本）

岩国市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における食料等の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する食料等の供給を要請する。

2 前項の要請は、別紙第1「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を執るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（要請の範囲）

第4条 甲が乙に要請する食料等は、原則として別表第2に掲げる物資のうちから指定するものとする。

（価格）

第5条 食料等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に甲の職員を派遣し、乙から引渡しを受けるものとする。

（支払）

第7条 甲は、引き取った食料等の代金を乙からの請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 第2条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては岩国市危機管理課長を、乙においてはマックスバリュ西日本株式会社総務部長をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、1 か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 19 年 1 月 29 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 姫路市北条口 4 丁目 4 番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役

別紙第 1

緊 急 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社 様

岩国市危機管理課長

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり〇〇〇の調達を要請します。

物 資 名	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考

別紙第2

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害救助に必要な食料の調達に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と山口県パン工業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食料（以下「パン」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるパンの調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、食料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有するパンの供給を要請する。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を執るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（価格）

第4条 パンの取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第5条 パンの引渡し場所は、甲が指定するものとし、運搬は甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、当該指定場所に甲の職員を派遣し、乙から引渡しを受けるものとする。

（支払）

第6条 甲は、引き取ったパンの代金を乙からの請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては岩国市危機管理課長を、乙においては山口県パン工業協同組合理事長をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、1か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年1月29日

甲 岩国市
岩国市長

乙 山陽小野田市大字鴨ノ庄93-1
山口県パン工業協同組合
理 事 長

別紙

緊 急 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

山口県パン工業協同組合 様

岩国市危機管理課長

災害救助に必要な食料の調達に関する協定第2条に基づき、次のとおりパンの調達を要請します。

種 類	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考

災害救助に必要な飲料水の調達に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と錦町農産加工株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な飲料水（以下「飲料水」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料水の供給を要請する。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を執るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（価格）

第4条 飲料水の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、運搬は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に甲の職員を派遣し、乙から引渡しを受けるものとする。

（支払）

第6条 甲は、引き取った飲料水の代金を乙からの請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては岩国市危機管理課長を、乙においては錦町農産加工株式会社常務取締役をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、1か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年1月29日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市錦町府谷131番地
錦町農産加工株式会社
代表取締役

別紙

緊 急 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

錦町農産加工株式会社 様

岩国市危機管理課長

災害救助に必要な飲料水の調達に関する協定第2条に基づき、次のとおり飲料水の調達を要請します。

数 量	引取場所	運搬方法	備 考

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（岩国市医師会）

岩国市（以下「甲」という。）と社団法人岩国市医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく前項に規定する医療救護班の派遣を行うことができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認等
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、防災計画に定める各地区の基幹医療機関の長が指定する者が行うものとする。

（医薬品・衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

(費用弁償費等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が次の各号に掲げる医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年11月30日

甲 岩国市

岩国市長

乙 岩国市室の木町三丁目6-11

社団法人 岩国市医師会

会 長

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（久米医院）

岩国市（以下「甲」という。）と医療法人久米医院（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく、前項に規定する医療救護班の派遣を行うことができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認等
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、防災計画に定める各地区の基幹医療機関の長が指定する者が行うものとする。

（医薬品・衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

(費用弁償費等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が次の各号に掲げる医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年11月30日

甲 岩国市

岩国市長

乙 岩国市由宇町中央一丁目12-5

医療法人 久米医院

理事長

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（岩国歯科医師会）

岩国市（以下「甲」という。）と社団法人岩国歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、歯科医師、歯科衛生士等からなる医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく、前項に規定する医療救護班の派遣を行うことができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 避難所等における軽易患者に対する歯科医療の実施
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡者の確認等
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、

後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

(費用弁償費等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が次の各号に掲げる医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市麻里布町四丁目7番4号
社団法人 岩国歯科医師会
会 長

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（玖珂歯科医師会）

岩国市（以下「甲」という。）と社団法人玖珂歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、歯科医師、歯科衛生士等からなる医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく、前項に規定する医療救護班の派遣を行うことができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 避難所等における軽易患者に対する歯科医療の実施
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡者の確認等
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、

後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

(費用弁償費等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が次の各号に掲げる医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市由宇町由宇崎5番地1
社団法人 玖珂歯科医師会
会 長

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（薬明館）

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社薬明館（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班への薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく、前項に規定する医療救護班の派遣を行うことができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班における乙の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 非医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。
ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給、輸送は、原則として甲が行うものとする。

3 乙は、前項に定めるもののほか、災害の状況に応じ、甲の要請による医療用医薬品及び衛生資材等を優先的に甲へ供出するものとする。

（調剤費）

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償費等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が次の各号に掲げる医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月1日

甲 岩国市

岩国市長 福田良彦

乙 岩国市南岩国町一丁目30番16号

株式会社 薬明館

代表取締役

2-32

災害時における郵政事業株式会社岩国支店及び岩国西支店 と岩国市との相互協力に関する協定

郵便事業株式会社岩国支店及び岩国西支店（以下「甲」という。）と岩国市（以下「乙」という。）とは、岩国市内において地震その他による災害が発生した場合において、相互友愛の精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互協力を要請することができる。ただし、市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、岩国市長及び岩国市を管轄する郵便事業株式会社支店長が相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る次に掲げる災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供

(4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

2 乙は、市内において災害が発生した場合は、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所、資材等の提供を要請することができる。

（経費の負担）

第4条 前2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、乙が開催する災害対策本部の会議に参加することができる。

2 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては郵便事業株式会社岩国支店総務課長、乙においては、岩国市総務部危機管理課長とする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者が協議の上、決定する。

以上のとおり協定を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月25日

甲 郵便事業株式会社岩国支店・岩国西支店 代表
岩 国 支 店 長

乙 岩 国 市
岩 国 市 長

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書
(山口県建設業協会岩国支部)

岩国市（以下「甲」という。）と社団法人山口県建設業協会岩国支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務を円滑に行うことができるよう、随時、次に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 岩国市地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

(対象となる災害)

第3条 本協定の対象となる災害は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震により発生した大規模な災害
- (2) 風水害、土砂災害等により発生した大規模な災害
- (3) 津波等により発生した大規模な災害

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に掲げる災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、次条に定める対策業務の実施を書面により要請するものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

(対策業務の内容)

第5条 この協定により甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他、甲が必要と認める緊急応急作業

(対策業務の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定による対策業務の支援要請があつたときは、特別な理由がない限り、乙の支部会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより、対策業務の支援を行うものとする。

(対策業務の監督)

第7条 対策業務を行う施工業者は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施する。

（報告）

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を実施した場合は、甲に対して書面により次に掲げる事項について報告するものとする。ただし、書面をもって報告する暇がないときは、口頭により報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 対策業務に従事した施工業者の名称及び人員数並びに車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 対策業務の内容及び場所
- (3) 実施期間
- (4) その他必要事項

（経費の負担）

第9条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

（契約の締結及び経費の支払）

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払については、甲と施工業者との間において処理するものとする。

（損害の負担）

第11条 第6条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第12条 この協定に基づき対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第13条 乙及び施工業者は、対策業務実施中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（協定の効力）

第14条 この協定の効力は、本協定締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了する日の30日前までに、甲又は乙が協定を更新しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 26 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 社団法人 山口県建設業協会岩国支部
支部長

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書 (岩国西地域防災事業者協議会)

岩国市（以下「甲」という。）と岩国西地域防災事業者協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務を円滑に行うことができるよう、随時、次に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 岩国市地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

（対象となる災害）

第3条 本協定の対象となる災害は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震により発生した大規模な災害
- (2) 風水害、土砂災害等により発生した大規模な災害
- (3) 津波等により発生した大規模な災害

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に掲げる災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、次条に定める対策業務の実施を書面により要請するものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（対策業務の内容）

第5条 この協定により甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他、甲が必要と認める緊急応急作業

（対策業務の実施）

第6条 乙は、甲から第4条の規定による対策業務の支援要請があつたときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより、対策業務の支援を行うものとする。

（対策業務の監督）

第7条 対策業務を行う施工業者は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施する。

（報告）

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を実施した場合は、甲に対して書面により次に掲げる事項について報告するものとする。ただし、書面をもって報告する暇がないときは、口頭により報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(1) 対策業務に従事した施工業者の名称及び人員数並びに車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 対策業務の内容及び場所

(3) 実施期間

(4) その他必要事項

（経費の負担）

第9条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

（契約の締結及び経費の支払）

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払については、甲と施工業者との間において処理するものとする。

（損害の負担）

第11条 第6条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第12条 この協定に基づき対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第13条 乙及び施工業者は、対策業務実施中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（協定の効力）

第14条 この協定の効力は、本協定締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了する日の30日前までに、甲又は乙が協定を更新しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 11 月 25 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国西地域防災事業者協議会
会長

災害時における防災協力に関する協定書 (山口県電業協会岩国地区会)

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のために、岩国市（以下「甲」という。）と社団法人山口県電業協会岩国地区会員代表者の株式会社エイムエンジニアリング（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するために、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置を実施する場合においては、乙に協力要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により行い、書面は事後速やかに交付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設における電気に関する緊急応援処置
- (2) 救出救助活動における発電機等の応援出動
- (3) 被害の未然防止措置のための電気機械機器等の応援出動

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、岩国地区会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する資機材及び労力を提供し、甲の指示に従い、応急措置を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の応急措置を実施した場合は、甲に対して書面により次に掲げる事項について報告するものとする。ただし、書面をもって報告する暇がないときは、口頭により行い、書面は事後速やかに提出するものとする。

- (1) 応急措置に従事した施工業者の名称及び人員数並びに資機材等の内訳
- (2) 応急措置の内容及び場所
- (3) 実施期間

(4) その他必要事項

(費用の請求等)

第7条 第5条の応急措置に要した費用は、甲と施工業者が別に契約を締結し、施工業者の請求に基づき甲が支払うものとする。

2 応急措置に要した費用の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

(損害の負担)

第8条 第5条の規定による応急措置により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合には、その知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙の一方から文書による解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月16日

甲 岩国市
岩 国 市 長

乙 岩国市関戸一丁目106番地1
社団法人山口県電業協会岩国地区会員
代表者

災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書 (山口県行政書士会)

岩国市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、岩国市民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の協定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。
2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。
以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月28日

甲 山口県岩国市
市 長

乙 山口県行政書士会
会 長

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）

岩国市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における食料等の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する食料等の供給を要請する。

2 前項の要請は、別紙第1「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を執るとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（要請の範囲）

第4条 甲が乙に要請する食料等は、原則として別表第2に掲げる物資のうちから指定するものとする。

（価格）

第5条 食料等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に甲の職員を派遣し、乙から引渡しを受けるものとする。

（支払）

第7条 甲は、引き取った食料等の代金を乙からの請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 第2条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては岩国市危機管理課長を、乙においては生活協同組合コープやまぐち管理部チーフマネジャーをそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲

乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、1 か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 26 年 6 月 25 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 山口県山口市小郡上郷 901-21
生活協同組合コープやまぐち
理事長

別紙第 1

緊 急 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

生活協同組合コープやまぐち 様

岩国市危機管理課長

災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり〇〇〇の調達を要請します。

物 資 名	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考

別紙第2

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時における物資供給に関する協定書

(NPO 法人 コメリ災害対策センター)

岩国市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則と

して乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月10日

甲 岩国市
岩国市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

災害時における物資の供給に関する協定書

(山口県LPガス協会岩国支部)

岩国市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会岩国支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 市外において発生した災害に係る支援のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請する時間的余裕がないときは、口頭により要請することができるものとする。

3 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が必要とする物資

(物資の引渡し)

第4条 物資の引渡しは甲乙協議の上、決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第5条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。ただし、災害状況に応じて、甲乙協議の上、物資の一部又は全部について無償とすることがで

きるものとする。

(物資の価格)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支払)

第7条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、

期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない

限り、1か年間同一条件をもって持続するものとし、その後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月22日

甲 岩国市

岩国市長

乙 山口県LPガス協会岩国支部

支部長

公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるよう、公益社団法人日本水道協会山口県支部（以下「本支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援体制)

第2条 本支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、本支部の事務局を置く水道部局がある都市（以下「支部長都市」という。）へ応援を要請する。
- (2) 支部長都市は、本支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、中国四国地方支部長都市へ応援を要請する。
- 2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして口頭または電話、電信、無線等により支部長都市へ行う。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 応援要請都市は、支部長都市または中国四国地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 被災状況の把握及び応援要否の確認
- (2) 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、

衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各応援都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する費用は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両等については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係の物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

(1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式第1号)による。

(2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式第2号)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、本支部役員会で協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部規則実施日の前日をもって廃止とする。

災害時における支援協力に関する協定書

(山口県土地家屋調査士会)

岩国市（以下「甲」という。）と山口県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、岩国市内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な土地家屋調査士業務（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定める。

(本業務の内容)

第2条 甲が乙に支援協力を要請する本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者からの相談業務
- (2) 上記以外で甲が必要とする支援業務

(支援の要請)

第3条 甲は、災害時等において支援協力を必要とするときは、乙に対し別記様式により支援を要請するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対して可能な範囲で、優先的に本業務を実施するための措置を行うものとする。

(要請による連絡調整)

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障がないように、常に連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の規定により、第2条第1号に掲げる業務を実施した場合に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第2条第2号に規定する業務を実施した場合に要する費用は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害への対応)

第7条 この協定に基づく本業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の負担とする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、

期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月31日

甲 山口県岩国市今津町1丁目14番51号
岩国市
岩国市長

乙 山口県山口市惣太夫町2番2号
山口県土地家屋調査士会
会 長

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岩国市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岩国市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月25日

甲) 山口県岩国市今津町1丁目14-51
岩国市
岩国市長

乙) 広島県広島市東区光町1丁目10番19号
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部
統括部長

災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書

岩国市(以下「甲」という。)と 株式会社石垣 中国支店(以下「乙」という。)は、災害が発生した場合の緊急応急対策業務(以下「災害応急対策業務」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は甲の所管地域で災害が発生した場合の災害応急対策業務を円滑に遂行するために必要な事項を定め、所管地域での機能の確保及び復旧を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は災害応急対策業務を実施する必要がある際には、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は前項の規定により乙に要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等による日頭その他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに書面を提出するものとする。

(災害応急対策業務の実施)

第3条 乙は第2条に基づく協力要請があった場合、甲の所管地域に速やかに出動し、その機能の確保及び回復に努めるものとする。

2 乙は甲又は甲が管理委託する団体の指示に従い災害応急対策業務を実施する。

3 乙は処置後、遅滞なく作業時間及び作業内容を甲へ書面により報告するものとする。

4 乙は甲又は甲が管理委託する施設のうち乙が納入した下水道用機械設備について、その機能の確保及び回復に努めるものとする。

(協力要請体制)

第4条 乙はこの協定の締結後、協力要請を円滑に行うために緊急連絡体制表を甲へ書面により提出するものとする。

2 乙は前項に掲げる資料に著しい変更があったときは、遅滞なく甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が行う災害応急対策業務において発生した経費については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヵ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成28年11月30日

甲 岩国市
岩国市長

乙 株式会社石垣中国支店
支店長

災害に係る情報発信等に関する協定

岩国市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、岩国市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩国市が岩国市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岩国市の行政機能の低下を軽減させるため、岩国市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、岩国市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、岩国市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩国市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 岩国市が、岩国市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 岩国市が、岩国市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 岩国市が、災害発生時の岩国市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 岩国市が、岩国市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて岩国市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 岩国市が、岩国市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 岩国市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岩国市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく岩国市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、岩国市から提供を受ける情報について、岩国市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岩国市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岩国市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、岩国市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2017年 月 日

岩国市：岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と岩国市し尿等収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）である岩国衛生株式会社、有限会社錦衛生舎、柱島環境衛生組合、端島環境衛生組合、黒島環境衛生組合、有限会社由宇衛生社、有限会社トキワ衛生社及び有限会社クリーンホーム（以下「乙」と総称する。）とは、岩国市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等（浄化槽汚泥を除く。）であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

2 この協定において「協定業務」とは、次に掲げる収集運搬をいう。

- (1) 災害により被害を受けた家屋等に設置された便槽内のし尿の収集運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めたし尿等の収集運搬

（協定業務の要請）

第3条 甲は、災害対策本部を設置している場合において必要があると判断したときは、乙に対し協定業務の要請を行うものとする。

2 前項の要請については、被災地域を許可区域とする許可業者に対して行うものとする。ただし、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、許可区域以外の乙に対して協定業務を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 前条第1項及び第2項の要請は、災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定に基づく協定業務要請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載した上で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合の要請は、口頭で行うことができるものとし、事後速やかに文書による通知を行うものとする。

- (1) 依頼又は要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、その緊急性に鑑み、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受け協定業務を実施したときは、災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定に基づく協定業務実施報告書（様式第2号）に、次に掲げる事項を記載した上で、甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 収集を行った世帯の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (3) 作業年月日
- (4) 収集量及び料金
- (5) その他必要な事項
(費用負担)

第6条 協定業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲及び乙の間において決定するものとする。

(業務委託契約の締結及び費用の支払)

第7条 協定業務に係る業務委託契約の締結及び費用の支払については、甲及び乙の間において処理するものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、第3条第1項の協定業務の実施が必要と認めた場合、乙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第3条第1項の協定業務の要請を受けたときは、前項の情報に基づき、し尿等の収集運搬に関し、作業体制の状況等について、甲に情報を提供するものとする。

- 3 乙は、第3条第1項の協定業務が円滑に行われるよう、作業体制の状況等について、常時把握するように努めるものとする。

- 4 甲及び乙は、常に相互の連絡体制等について確認を行い、災害時に備えるものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第9条 協定業務に従事した者が当該協定業務のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙は、甲の責めに帰すことができない事由により、協定業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市川西四丁目1番9号
岩国衛生株式会社
代表取締役

岩国市門前町五丁目 6 番 2 号
有限会社錦衛生舎
代表取締役

岩国市柱島 132 番地 7
柱島環境衛生組合
代表者

岩国市柱島 132 番地 7
端島環境衛生組合
代表者

岩国市柱島 132 番地 7
黒島環境衛生組合
代表者

岩国市由宇町 3087 番地
有限会社由宇衛生社
代表取締役

岩国市玖珂町 549 番地 3
有限会社トキワ衛生社
代表取締役

岩国市美川町小川 1209 番地
有限会社クリーンホーム
代表取締役

災害時における避難場所としての施設使用に関する協定書

岩国刑務所（以下「甲」という。）と岩国市（以下「乙」という。）は、岩国市内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における、地域の被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるための甲及び乙の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩国市錦見6-11-29に所有する甲の管理する施設のうち、第3条に掲げる施設について、岩国市地域防災計画に基づき避難場所（緊急避難場所）として指定するとともに、災害時等の一時的な避難場所としての施設使用について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの（ただし、洪水その他の水害を除く。）をいう。

（対象施設）

第3条 乙が甲に対して避難場所として使用する施設は、鍛錬場（錦修館、以下「対象施設」という。）の全部又は一部とする。

（申請）

第4条 乙は、災害時において対象施設を避難場所として使用する必要があるときは、甲に対して、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）をもって申請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申請し、その後、速やかに書面をもって取り交わすものとする。

2 甲は、前項の申請に基づき、甲の運営に支障がない範囲でその申請を受け付け、国有財産使用許可書（別紙様式2）を乙に交付する。

3 甲は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

4 甲は、対象施設の使用を許可した後、速やかに施設開放等の措置を講じるものとする。

（避難場所の管理）

第5条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づく対象施設の使用によって、その設備又は施設が損壊したときは、甲に速やかに届け出るものとする。

- 3 甲は、避難場所として乙が運営する対象施設の管理上必要があると認めたときは、乙に対し、職員の派遣その他必要な対応を要請することができる。

(経費の負担)

第6条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定による負担額について疑義が生じるときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(避難場所の終了等)

第7条 乙は、甲が早期に対象施設の使用を再開できるよう努めるものとする。

- 2 乙は、対象施設について、避難者の減少等によりその使用を終了するとき、対象施設を原状に復し、甲の確認を受けた上で甲に引き渡すものとする。

- 3 前項により生じた費用は、乙が負担するものとする。

(変更又は廃止)

第8条 甲は、対象施設を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩国刑務所用度課長、乙においては岩国市総務部危機管理課長とする。

(その他)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が、文書をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年9月20日

(甲) 岩国市錦見6-11-29

岩国刑務所長

(乙) 岩国市今津町1丁目14-51

岩国市長

災害時における物資供給に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社ハツタ山口 岩国営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（物資調達の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資の供給を乙に対し要請することができる。

- (1) 段ボールベッド
- (2) 間仕切り
- (3) 前2号のほか甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に規定する要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書を交付することにより行うものとする。ただし、文書をもって要請するのが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払）

第7条 前条第2項の規定により決定した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月20日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市多田三丁目104-4
株式会社ハツタ山口 岩国営業所
所長

岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩国薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結した。

（総則）

第1条 この協定は、岩国市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護所）

第2条 甲は、災害の状況に応じて、避難場所、災害現場等に医療救護所を設置するものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の発生を認知し、医療救護活動の必要があると認めるときは、甲の要請によることなく、前項に規定する医療救護班を編成し、又は派遣することができる。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護活動における業務）

第5条 医療救護活動における業務は、次のとおりとする。

- (1) 医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものをを使用することができる。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給又は輸送は、原則として甲が行うものとする。

3 乙は、前項に定めるもののほか、災害の状況に応じ、甲の要請による医薬品及び衛生資材等を優先的に甲に提供するものとする。

（調剤費等）

第8条 医療救護活動における調剤費等は、災害の状況に応じて甲乙協議の上、決定する。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携の下に速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

2 前項の防災訓練において乙が必要とする経費の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月2日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市室の木町三丁目6番13号
一般社団法人岩国薬剤師会
代表理事

災害時における燃料類の供給に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と山口県石油商業組合岩国支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料類の供給について、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における燃料類の円滑な調達を確保するため、災害時における燃料類の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する燃料類の供給を要請することができるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外において発生した災害に係る支援のため、国、県又は他の市町村等から物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に燃料類の調達が必要となったとき。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間的余裕がない緊急の場合は、口頭により要請することができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、甲から第1項の規定による要請があったときは、燃料類の優先的な供給、運搬等に積極的に協力するものとする。

（燃料類の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する燃料類は、乙が保有する燃料類のうち、次に掲げるものとする。

- (1) レギュラーガソリン
- (2) 軽油
- (3) A重油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が必要とする燃料類

（燃料類の引渡し）

第4条 燃料類の引渡しは、甲乙協議の上、決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る燃料類を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲に供給した燃料類の代金については、甲が負担するものとする。

（燃料類の代金）

第6条 燃料類の代金は、災害発生前における適正な取引価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、当該輸送に要した費用を含む。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するもの

とする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から引き取った燃料類の代金に係る請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市車町一丁目13番13号
山口県石油商業組合岩国支部
支部長

災害時等における車両の移動等の協力に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と一般社団法人九州レッカー事業協力会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合における甲の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれがある場合における甲の管理する道路等の公共施設（工事施工中の施設を含む。以下「公共施設」という。）の被災防止、応急対策及び災害復旧に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第76条の6に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって公共施設の被災防止、機能の確保、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生又はその恐れがある場合において、公共施設の応急対策業務及び法に基づく車両等の移動に適用するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急対策業務及び法に基づく車両等の移動の必要があると認めるときには、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲は、この協定による要請を行うときは、災害対策協力支援要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときには、速やかに乙に所属する会員等の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

2 乙は、法に基づく車両等の移動を行う場合は、要請書の写しに加え、甲が別途発行する災害対策支援車両証（様式第2号）を携帯するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき協力を実施したときは、災害対策協力実施報告書（様式第3号。以下「報告書」（報告）という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応急対策業務及び法に基づく車両等の移動を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の算出方法については、災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙の協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき、対策業務に従事したもの（以下「従事者」という。）が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則と

して、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(費用)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときには、乙の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第82条の規定により、通常生ずべき損失について、甲が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。

2 車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、甲乙協議のうえ、解決に当たるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- (1) 岩国市地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 組織体制、提供可能な人員及び資機材
- (4) その他必要事項

(秘密の保持)

第9条 乙は、協力により知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。この協定の有効期間終了後においても同様とする。

(疑義に関する協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

2 協議内容に見直しの必要が生じた場合は、協議の上随時変更を行う。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 岩国市
岩国市長

乙 一般社団法人九州レッカー事業協力会
会 長

災害時における物資供給に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して保有する物資等の提供について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に掲げる要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（物資等の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボールシート、段ボール製簡易ベッド、段ボールケース等の段ボール製品。
- (2) その他、甲が指定する物資で、乙が取り扱う製品。

（物資等の運搬引渡し）

第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行う。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認のうえ、物資等の引渡を受ける。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項につ

いて、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第 10 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩国市危機管理課長、乙においては、王子コンテナ株式会社防府工場営業部長とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期限は締結日の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出が無い時は、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、有効期限満了日の 1 ヶ月前までに相手方へ申し出るものとする。
- 3 乙の防府工場が閉鎖した場合、又は第 5 条に掲げる物資等を取り扱わなくなった時は、この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 10 月 20 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 防府市大字江泊 2470 番地の 1
王子コンテナ株式会社 防府工場
工場長

水道用水緊急応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、岩国市及び大竹市の水道事業において災害が発生した場合、水道法（昭和32年法律第177号）第40条に基づくことなく、両市の相互理解によって、水道用水の緊急応援（以下「応援」という。）を行い、もって災害による市民生活への被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、取水河川への毒物等の混入による取水停止及び水道施設の破損等の突発的事故により全面的に給水不能となる災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した団体（以下「要請団体」という。）の長が他の団体（以下「応援団体」という。）の長に対して行うものとする。

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 応援の必要量
- (4) 応援用水の受渡し方法並びに日時及び場所
- (5) その他必要な事項

(応援の指揮)

第4条 応援の指揮は、応援団体の水道事業管理者が行う。

(報告)

第5条 応援団体の長は、応援の結果を要請団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した諸経費のうち、要請団体は次の各号に定める経費を負担する。

- (1) 応援水量の給水原価
- (2) 応援に要した人件費及び燃料費

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関する細目的事項は、両市が協議して別に定める。

以上のとおり協定した証として、この証書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成4年12月17日

岩 国 市
岩国市長

大 竹 市
大竹市長

災害時における災害廃棄物の仮置場の設置に関する協定

岩国市（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県建設業協会玖珂支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、災害廃棄物の仮置場（以下「仮置場」という。）の設置について、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設を仮置場として使用するため、必要な事項を定めるものとする。

（仮置場の範囲）

第2条 仮置場として使用できる施設の範囲は、乙が岩国資材株式会社から管理委託されている区域とし、別図のとおりとする。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、仮置場を設置する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める施設の提供及び第5条に定める仮置場運営管理業務（以下「業務」という。）の実施について、書面により要請するものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（設置期間）

第4条 仮置場の設置期間は、開設から搬入した災害廃棄物の処理が終了するまでとし、甲及び乙は、当該期間の短縮に努めるものとする。

（業務の内容）

第5条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 仮置場の開設及び運営管理
- (2) 業務の実施に必要な人員及び資機材の調達並びに体制整備
- (3) 災害廃棄物の分別

（業務の実施）

第6条 乙は、甲から第3条の規定に基づく要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「協力業者」という。）に指示し、協力業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を確保し、仮置場の運営管理を行うものとする。ただし、前条第3号に掲げる業務については、災害廃棄物の分別後の処理方法にあわせて実施する必要があることから、甲と十分な協議を行った上で着手するものとする。

（報告）

第7条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、甲に対して書面により次に掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 業務の内容
- (2) 実施期間
- (3) 業務に要した建設資機材等の内訳

(4) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、仮置場の使用については無償とする。

2 経費の算出方法については、甲と協力業者の間で協議の上、決定するものとする。
(契約の締結及び経費の支払)

第9条 業務に係る業務請負契約の締結及び経費の支払については、甲と協力業者の間において処理するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づき業務に従事した者（以下「従事者」という。）が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の効力は、本協定締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了する日の30日前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示が行われない場合には、この協定は終了日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月18日

甲 岩国市
岩国市長

乙 一般社団法人山口県建設業協会玖珂支部
支 部 長

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における移動式宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、乙は、甲から協力要請があったときは、特段の理由がない限り、その保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、移動式宿泊施設等の提供要請書（様式第3条関係）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭、FAX、電子メール等により協力要請をし、その後速やかに文書を乙に提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が確認の上、引渡しを受けるものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上、返却するものとする。

（費用負担及び支払）

第6条 協力要請に基づく対応に係る費用については、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上、甲乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものと

する。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲乙が協議し、定めた復旧費用を甲が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定締結の日から1年間とする。

2 有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも申出をしない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も、同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2023年（令和5年）7月5日

甲 岩国市

岩国市長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社コム・ソート ダスキンレントオール周南ステーション（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、レンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供等に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次の事項について協力の要請を行うことができる。

(1) 資機材の提供、運搬、設置・配置及び撤去

(2) 前号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

2 甲は、前項の要請を行うときは、協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請を行い、その後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、前条の要請の一部を第三者に委託することができるものとする。この場合において、当該第三者の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定により協力を実施したときは、その完了後、速やかに業務実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の規定による協力の実施に要した費用については、甲が負担するものとし、その額は災害時直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から相互の連絡体制の

整備に努めるものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、甲が実施する防災訓練への参加に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も、同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について、疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月1日

岩国市
岩国市長

山口県下松市藤光町一丁目19番9号
株式会社コム・ソート
ダスキンレントオール
周南ステーション
代表取締役

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

株式会社 コム・ソート
ダスキンレントオール
周南ステーション 御中

岩 国 市 長

協力要請書（第 報）

災害が発生したため、災害時における資器材の提供等に関する協定第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり協力要請を行います。

協力要請担当者	職 名 : (部 課) 氏 名 : 連絡先電話番号 :
協力要請日時	年 月 日 () 時 分頃
協力要請理由	
資機材の提供期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
資機材の提供場所	
協力要請内容 (提供を希望する 資機材等の名称及び数量)	
備 考 (特記事項)	

様式第 2 号(第 4 条関係)

年 月 日

岩 国 市 長 様

株式会社コム・ソート
ダスキンレントオール
周南ステーション

業務実施報告書（第 報）

協力要請のあった業務の実施について、災害時における資器材の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

協力要請日時	年 月 日付 (第 報)
報告担当者	職 名 : (部 課) 氏 名 : 連絡先電話番号:
協力要請理由	
履行の場所	
資機材の提供期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
資機材の提供場所	
提供した資機材等の 名称及び数量	
備 考（特記事項）	

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と玖珂周東地域防災事業者協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務を円滑に実施することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することができるよう、随時、次に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 岩国市地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震により発生した大規模な災害
- (2) 風水害、土砂災害等により発生した大規模な災害
- (3) 津波、高潮等により発生した大規模な災害

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に掲げる災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、次条に定める対策業務の実施を書面により要請するものとする。ただし、書面により要請する時間的余裕がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（対策業務の内容）

第5条 対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 公共施設の崩壊、倒壊、損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（対策業務の実施）

第6条 乙は、甲から対策業務の実施要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより、対策業務を実施するものとする。

（対策業務の監督）

第7条 対策業務を実施する施工業者は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、対策業務を実施するものとする。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施するものとする。

（報告）

第8条 乙は、対策業務を実施した場合は、甲に対して書面により次に掲げる事項について報告するものとする。ただし、書面により報告する時間的余裕がないときは、口頭により報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 対策業務に従事した施工業者の名称及び人員数並びに車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 対策業務の内容及び場所
- (3) 実施期間
- (4) その他必要事項

（経費の負担）

第9条 対策業務の実施に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

（契約の締結及び経費の支払）

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払については、甲と施工業者との間において処理するものとする。

（損害の負担）

第11条 対策業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第12条 対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第13条 乙及び施工業者は、対策業務の実施中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、当該有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も、同様とする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、

各自 1 通を保有する。

令和 5 年 1 1 月 1 日

岩国市
岩国市長

玖珂周東地域防災事業者協議会
会長

災害時における物資供給に関する協定

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 岩国市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岩国市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 供給要請対象物資一覧（別紙 1）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。以下同じ。）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引

渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

- 第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払）

- 第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は、速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

- 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩国市危機管理課とし、乙においては株式会社ジュンテンドー営業本部とする。

（担当者名簿の作成）

- 第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日時点の事務担当者名簿（別紙2）を作成し、相互に交換するものとする。
2 年度途中において異動等があった場合は、前項の規定を準用する。

（情報の交換）

- 第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

- 第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

- 第15条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月19日

岩国市
岩国市長

島根県益田市遠田町2179番地1
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長

別紙 1

供給要請対象物資一覧

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ごみ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含む）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、碗等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材、合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器、融雪剤、スノーダンプ

備考

上記表のほか、要請があれば可能な限り対応する。

別紙 2

事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達に関する事項		
企業・団体名	株式会社ジュンテンドー		
関係機関等所在地	島根県益田市遠田町二丁目 2179 番地 1		
代表者氏名	代表取締役社長		
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）			
第 1 順位者			
TEL（勤務時間内）		TEI（勤務時間外）	
		自宅・携帯	
第 2 順位者			
TEL（勤務時間内）		TEI（勤務時間外）	
		自宅・携帯	
第 3 順位者			
TEL（勤務時間内）		TEI（勤務時間外）	
		自宅・携帯	

岩国市の担当部署名		電話番号	
担当者職・氏名			
第 1 順位者			
第 2 順位者			
第 3 順位者			

岩国市非常用バッテリー搭載災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、非常用バッテリー搭載災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、通常時及び災害時における自動販売機の設置及び運用に係る相互協力支援等に、必要な事項を定めるものとする。

（自動販売機の設置場所）

第2条 乙は、岩国市地域防災計画に定める避難所又は広域避難場所その他自動販売機の設置が必要と認められる場所（以下「設置場所」という。）のうち、甲乙協議の上、別表（令和6年4月1日）に定める場所に自動販売機を設置するものとする。

（支援の内容）

第3条 岩国市に災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合において、被災者に対する飲料水の供給が必要と認めるときには、甲は、その旨を乙に速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害対策本部の判断で対象となる自動販売機を被災者への緊急対応として、無料開放できるものとする。

3 無料開放の期間は、無料開放を開始したときから甲において市民に対する飲料水の供給体制が構築されたときまでとする。

4 乙は、無料開放の期間中、自動販売機への商品の補給を1日1回（500本程度）行うものとする。ただし、補給に関しては、乙の対象自動販売機担当者の安全を考慮し、乙が支障があると認めるときは、甲と協議の上、供給体制を講ずるものとする。

5 乙は、第1項の規定により甲から連絡を受けたときは、速やかに支援体制を整えるものとする。ただし、道路の不通、停電等補給に支障が生じたときは、甲と協議の上、供給対策を講ずるものとする。

6 甲は、第4項の補給に使用する車両を「緊急救援物資車両」と認定し、協定締結後速やかに認定証を乙に対し交付するものとする。

（設置及び撤去）

第4条 自動販売機の設置及び撤去に係る経費は、乙の負担とする。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは自動販売機を撤去することができる。

(1) 設置場所を公用又は公共用に供するため、甲が撤去を必要とするとき。

(2) 乙が設置条件に違反したとき。

(3) 甲が財産の管理上、特に必要があると認めるとき。

3 前項に規定する撤去により乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わない。

（設置条件）

別表（令和6年4月1日）

区 分	所 在	名 称
土地	岩国市今津町 1-14-51	岩国市役所庁舎
土地	岩国市山手町 1-15-3	岩国市民文化会館
土地・建物	岩国市横山 2-7-28	サンライフ岩国
土地	岩国市尾津町 5-11-1	地方卸売市場
土地・建物	岩国市平田 3-22-18	平田供用会館
土地・建物	岩国市中津町 2-1-3	川下供用会館
土地・建物	岩国市通津 2571-5	通津供用会館
土地	岩国市小瀬 285-2	小瀬出張所
土地	岩国市御庄 1735	中央公民館御庄分館
土地	岩国市多田 2-117-1	中央公民館藤河分館
土地	岩国市今津町 3-1-14	今津ふれあいセンター
土地・建物	岩国市愛宕町二丁目地内	愛宕スポーツコンプレックス (カルチャーセンター 1 階)
土地	岩国市愛宕町一丁目地内	愛宕山ふくろう公園
土地・建物	岩国市麻里布町 7-1-2	福祉会館
土地・建物	岩国市室の木町 3-1-11	保健センター
土地	岩国市南岩国町 4-52-1	中央図書館
土地・建物	岩国市由宇町中央 1-1-10	由宇総合支所庁舎
土地・建物	岩国市玖珂町 4933-2	玖珂支所庁舎
土地	岩国市玖珂町 6316-1	玖珂体育センター
土地	岩国市玖珂町 3800-1	玖珂総合公園総合管理棟
土地	岩国市本郷町本郷 2082-1	本郷支所庁舎
土地・建物	岩国市周東町下久原 1208-1	周東総合支所庁舎
土地・建物	岩国市周東町用田 10137-8	周東勤労青少年ホーム
土地	岩国市周東町上久原 1075-2	周東南総合センター
土地	岩国市錦町広瀬 12-8	錦総合支所庁舎
土地	岩国市美川町四馬神 1057	美川コミュニティセンター
土地	岩国市美川町南桑 2420-1	美川基幹集落センター
土地	岩国市美川町根笠 598-1	美川林業センター
土地	岩国市美和町釜ヶ原 378-1	北門ふるさと交流館
土地	岩国市美和町黒沢 10122-4	美和東部コミュニティセンター
土地	岩国市美和町生見 559	美和農林業者トレーニングセンター
土地・建物	岩国市美和町渋前 1751	ハーモニーみわ
土地	岩国市美和町生見 1776	美和病院

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、 兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、 和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、 岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、 山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町

	愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
--	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、機関、人数および派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援取りまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援取りまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡を取り、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行

う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。))との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事等を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理した時をもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。
 この協定は、平成 25 年 5 月 22 日から施行する。
 この協定は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。
 この協定は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。
 この協定は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
 この協定は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。
 この協定は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。
 この協定は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。
 この協定は、平成 29 年 8 月 14 日から施行する。
 この協定は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。
 この協定は、令和元年 5 月 23 日から施行する。
 この協定は、令和元年 10 月 25 日から施行する。
 この協定は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。
 この協定は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。

大阪府 堺市長	大阪府 岸和田市長	大阪府 貝塚市長
大阪府 高石市長	大阪府 忠岡町長	大阪府 岬町長
兵庫県 姫路市長	兵庫県 明石市長	兵庫県 洲本市長
兵庫県 芦屋市長	兵庫県 南あわじ市長	兵庫県 淡路市長
兵庫県 加古川市長	兵庫県 播磨町長	和歌山県 和歌山市長
和歌山県 海南市長	和歌山県 湯浅町長	和歌山県 由良町長
岡山県 玉野市長	岡山県 笠岡市長	岡山県 備前市長
岡山県 浅口市長	岡山県 瀬戸内市長	広島県 広島市長
広島県 呉市長	広島県 竹原市長	広島県 三原市長
広島県 尾道市長	広島県 福山市長	広島県 大竹市長
広島県 東広島市長	広島県 廿日市市長	広島県 江田島市長
広島県 海田町長	広島県 坂町長	山口県 下関市長
山口県 宇部市長	山口県 山口市長	山口県 防府市長
山口県 岩国市長	山口県 光市長	山口県 柳井市長
山口県 周南市長	山口県 山陽小野田市長	山口県 周防大島町長
山口県 上関町副町長	徳島県 小松島市長	徳島県 松茂町長
香川県 高松市長	香川県 丸亀市長	香川県 坂出市長
香川県 観音寺市長	香川県 さぬき市長	香川県 東かがわ市長
香川県 三豊市長	香川県 土庄町長	香川県 小豆島町長
香川県 直島町長	香川県 宇多津町長	香川県 多度津町長
愛媛県 松山市長	愛媛県 今治市長	愛媛県 宇和島市長
愛媛県 八幡浜市長	愛媛県 新居浜市長	愛媛県 西条市長
愛媛県 大洲市長	愛媛県 伊予市長	愛媛県 四国中央市長
愛媛県 西予市長	愛媛県 上島町長	愛媛県 松前町長

愛媛県 伊方町長
大分県 姫島村長

愛媛県 愛南町長
大分県 津久見市長

大分県 中津市長
大分県 佐伯市長

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機 接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に 保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙 1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合

は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を開鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外不可用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外不可用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の

上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 14 条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 26 日

甲 山口県岩国市今津町 1 丁目 14 - 51
岩国市
岩国市長

乙 山口県山口市熊野町 4 - 5
西日本電信電話株式会社
山口支店長

災害時における物資供給に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と吉川林産興業株式会社 代表取締役社長 吉川重幹（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 岩国市
岩国市長

乙 岩国市横山二丁目7番6号
吉川林産興業株式会社
代表取締役社長

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社岩国支店（以下「乙」という。）とは、災害発生時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩国市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、甲の要請に応じ、乙が保有する供給が可能なレンタル機材（以下「機材」という。）の供給を要請することができるものとし、乙は、機能不全等やむを得ない事由のなり限り、優先的に協力する。

（供給機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材は、要請時点で、乙が保有する機材とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請を行う場合は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲の要請に対する乙の対応窓口は、太陽建機レンタル株式会社岩国支店とする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第5条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し機材を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 甲の職員又は甲の指定する者による機材の確認及び受領をもって、引渡しの完了とする。

（費用）

第6条 乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月5日

甲 岩国市
岩国市長

乙 太陽建機レンタル株式会社
代表取締役

別紙第 1 号様式

平成 第 年 月 日

太陽建機レンタル株式会社岩国支店 御中

岩国市長

災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び機材の供給を必要とする状況

2 供給を必要とする機材の内容等

要請期日	必要とする機材の種類	数量	機材運搬先

災害時における住宅家屋の修理等に関する協定書

山口県岩国市（以下「甲」という。）と山口県建設労働組合岩国支部（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う住宅家屋の修理等に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県岩国市地域防災計画に基づき、岩国市内の災害における、甲が行う住宅家屋の修理等に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において住宅家屋とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅および第4条第1項第6号に規定する住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、生活支援の為に住宅家屋を修理等する必要がある場合には、建築場所、修理箇所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書により乙に通知し、協力を要請する。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。
この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力等）

第4条 乙は、前条の要請があったときは可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 要請を受けた乙は、甲の要請に基づき住宅家屋の修理等を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 住宅家屋の修理等に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅家屋の修理等を検査し、乙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、危機管理課、乙においては、山口県建設労働組合岩国支部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅家屋の修理等について協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る業務担当者及び乙の会員等の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成29年12月12日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月12日

山口県岩国市
市長

山口県建設労働組合岩国支部
支部長

災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）とは、岩国市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災現場等での支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙の会員（以下「会員」という。）がドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用して実施する支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 支援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）災害発生現場の被災状況の把握
- （2）被災者の捜索
- （3）物資の運搬
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第3条 甲は、災害時において、支援活動を必要とするときは、書面により、乙に支援活動を要請するものとする。

2 前項において、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

（実施方針）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの支援活動の要請を受けたときは、直ちに当該要請を実施するための措置を行い、会員を甲が指示する場所に派遣するものとする。

2 会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動を実施するものとする。

3 会員は、支援活動の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努めるものとする。

4 乙は、支援活動が完了したときは、文書等により、遅滞なく甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 会員が支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲及び会員が協議の上、別に定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 支援活動の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生

が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、支援活動の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(損害補償)

第7条 会員が実施する支援活動に従事した者（以下、「従事者」という。）が支援活動において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めにより帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(報告)

第8条 乙は、この協定の締結後、支援活動に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

- 2 乙は、支援活動の実施に当たり、事故及び報告を必要とする事案が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間について、甲乙双方から意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月22日

甲 岩国市
市長

乙 山口県産業ドローン協会
会長

災害時における物資供給に関する協定

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 岩国市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岩国市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を岩国市その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩国市危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 3月13日

甲 山口県岩国市
代表者 岩国市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

防災用品供給に関する協定

岩国市（以下「甲」という。）とJFEエンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に備えた防災用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害の発生に備え、乙がサンライズクリーンセンターへ防災用品等の物資を供給するために必要な事項を定めるものとする。

（防災用品の使用）

第2条 乙がサンライズクリーンセンターへ供給した防災用品等の物資について、甲が乙へ物資の使用

を要請した場合に使用することができる。また、使用する際は必ず甲から乙へ連絡し、双方協議の上、

他の避難所等への物資の提供もできるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 乙が供給する物資の範囲は、次に掲げるものとする。

(3) 別表に掲げる物資

(4) その他協議の上決定したもの

（防災用品の補充）

第4条 防災用品の補充については、甲乙協議の上、適宜補充する。

2 補充した防災用品については、乙の責任で適正に管理する。

（協議）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、

甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、乙の委託期間である平成51年3月31日まで、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 30 年 12 月 17 日

甲 山口県岩国市
代表者 岩国市長

乙 広島市中区袋町 4 番 25 号
JFE エンジニアリング株式会社中国支店
支 店 長

別表 防災用品一覧

※避難受入人数：100 名（岩国市職員、来場者、周辺避難住民、余熱利用施設利用者を想定）

※備蓄量：7 日分を想定

No.	品名	仕様	数量
1	肌着	シャツ（男性用、女性用）	各 50 枚
2		パンツ（男性用、女性用）	各 50 枚
3	身回品	タオル	300 枚
4		靴下	100 足
5		サンダル	100 足
6		傘	20 本
7	日用品	石鹸	50 個
8		ちり紙（1 ケース 7200 枚入り）	2 ケース
9		歯ブラシ・歯磨き粉	100 個
10		敷きマット	100 個
11		災害組織用救急箱（50 人用）	2 セット
12		オムツ（子供用）	10 人分
13		オムツ（大人用）	20 人分
14		生理用品	25 人分
15	炊事道具	カセットコンロ	15 個
16		コンロ用ガスボンベ	40 個
17		鍋	10 個
18		やかん	10 個
19		包丁	10 個

No.	品名	仕様	数量
20	食器	災害用食器セット（100 人用）	21 セット
21		割り箸	2100 膳
22	トイレ	携帯式防災トイレセット(250 回用)	5 セット
23	防災毛布	災害備蓄用難燃毛布	100 セット
24	非常食糧	非常食セット（10 食分）	210 セット
25	間仕切りセット	災害避難所用間仕切りセット	75 セット
26	マンホールトイレ		2 式
27	非常用浄水装置		1 基
28	衛星電話		1 基

災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社山産 岩国営業所（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における機械・電気設備全般の緊急応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する機械・電気設備の被災等の早期復旧のため、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、機械・電気設備における被災等の調査、復旧計画、応急及び復旧工事とする。

（対策業務の依頼）

第3条 甲は対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、対策業務の実施について書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により対策業務の依頼をすることができるものとし、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（対策業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく協力要請があった場合は、製造メーカー、又は岩国市内の協力業者と連携し、速やかに乙の可能な範囲において業務に着手するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（協力要請体制）

第6条 甲及び乙は、協力要請を円滑に行うため、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更が生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

（費用）

第7条 乙が行う対策業務において発生した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務より生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務に

において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、対策業務実施中に感知した災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月17日

甲 山口県岩国市今津町1丁目14番51号
岩国市
岩国市長

乙 山口県岩国市麻里布町1丁目6番26号
株式会社 山 産 岩国営業所
所 長

大和市・岩国市災害時相互応援協定書

神奈川県大和市（以下「甲」という。）と山口県岩国市（以下「乙」という。）とは、甲又は乙のいずれかの区域内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、被災した市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内で災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援（以下単に「応援」という。）の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び従事
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援の場所及び集結場所
- （5）応援の期間
- （6）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定による要請（以下単に「要請」という。）を受けた場合は、可能な範囲で必要な応援を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（指揮権）

第5条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条各号に掲げる応援に要する経費（次条に定めるものを除く。）の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。この

場合において、甲乙いずれが経費を負担すべきか判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

3 第4条第1項の規定により応援を実施した場合において、派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合には、派遣先との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲又は乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、平常時から甲乙互いに連絡担当部局を定めるとともに、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年2月16日

甲 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

大 和 市 長

乙 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

岩 国 市 長

避難場所開設時における店舗駐車場の利用に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、避難場所開設時における避難者用の駐車場について、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が、岩国市愛宕供用会館（以下「愛宕供用会館」という。）に避難場所を開設している期間において、乙の所有する店舗の駐車場の一部を避難者のための駐車場（以下「避難者用駐車場」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲は、岩国市尾津町一丁目 16 番 5 号に所在するマックスバリュ南岩国店の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）のうち、別添図面に示す東側 20 台分を避難者用駐車場として利用できるものとする。

2 甲は、前項に定める駐車台数を超える駐車が必要となったときは、乙にその旨を申し出ることができる。

3 乙は、前項の規定による申出についてやむを得ない理由があると認めるときは、当該店舗の営業に支障を来さない範囲でこれに協力するものとする。

（避難者用駐車場の変更等）

第3条 乙は、前条第1項に定める避難者用駐車場の位置を変更し、又は駐車台数の全部若しくは一部を縮減する必要があるときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

（利用期間等）

第4条 甲は、愛宕供用会館に避難場所を開設したときから当該避難場所を閉鎖したときまでの間、避難者用駐車場を利用できるものとする。

2 乙は、前項に定める利用期間において、避難者用駐車場の利用に必要な範囲で、店舗駐車場を開放し、及び店舗駐車場の開放時間を延長するよう努めるものとする。

（利用料）

第5条 甲は、避難者用駐車場を無償で利用できるものとする。

（避難場所開設の通知）

第6条 甲は、愛宕供用会館に避難場所を開設しようとするときは、あらかじめ乙にその旨を通知するものとする。

2 甲は、避難場所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ乙に通知することを要せず、避難場所の開設後できる限り早い時期に、乙にその旨を通知するものとする。

（避難者用駐車場における事故等に係る責任）

第7条 避難者用駐車場において事故等が発生したときは、甲は、問題解決のために最大限の努力を行い、乙は、避難者に対してその一切の責任を負わないものとする。ただし、当該事故等が乙の責めに帰すべき理由により発生した場合は、この限りでない。

（避難場所閉鎖の通知）

第8条 甲は、愛宕供用会館に開設した避難場所を閉鎖するときは、乙にその旨を通知するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、当該期間の満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も、同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第12条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月1日

甲 岩国市

岩国市長 福田 良彦

乙 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長 平 尾 健 一

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における資機材の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時において、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する資機材の供給を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- (1) 別表1に掲げる資機材
- (2) その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により決定するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡しを受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年8月5日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月5日

岩国市
岩国市長

山口県光市浅江五丁目27番18号
光東株式会社
代表取締役

様式 1 （第 3 条関係）

年 月 日

光東株式会社 様

岩国市長

災害発生等に伴う資機材の供給等の要請について

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書第 3 条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び理由

年 月 日の（ ）に関連する災害により
被災したため。

2 資機材の供給を要請する事項

品名	数量	引渡場所	備考

所 属
担当者
連絡先

別表 1（第 5 条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
土木機械	バックホー、鉄骨カッター、ブルドーザー、タイヤショベル
荷役機械	キャリアカー、フォークリフト
運搬機械	ベルトコンベア
発電機	発電機
高所作業	高所作業車、高所作業台
ポンプ	水中ポンプ、ハイプレッシャーポンプ
車両	ダンプ、トラック、クレーン付トラック
保安用品	電光・LED表示板、コードリール、信号機、敷鉄板
照明機器	投光器、バルーンライト、タワーライト
ハウス・トイレ	コンテナハウス、トイレハウス、車載トイレ、簡易トイレ
季節商品	スポットクーラー、ジェットヒーター

- 1 概ね上記の物資を基準とし、災害や緊急度の状況に応じて指定する。
- 2 上記の物資のほか、甲、乙協議の上、その都度物資を追加できるものとする。

災害時における避難場等の使用に関する協定

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社ミヤベ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急的かつ一時的な避難所（以下「一時避難所」という。）として乙の所有する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、乙の所有する事務所の周辺地区（以下「東地区」という。）及び倉庫の周辺地区（以下「北河内地区」という。）に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、東地区及び北河内地区の住民等（以下「住民」という。）の一時避難所として、乙の所有する施設に住民を受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難所の周知）

第 2 条 甲は、次条の施設を乙の協力を得て、住民の一時避難所として位置付けていることについて住民に周知する。

（一時避難所としての施設）

第 3 条 乙は、次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として住民に使用させるものとする。ただし、乙が自ら被災したときは、この限りでない。

施 設			所 有 者
1	名 称	株式会社ミヤベ 本社	株式会社ミヤベ
	所在地	山口県岩国市元町一丁目 8 番 10 号	
2	名 称	株式会社ミヤベ 機材センター	
	所在地	山口県岩国市守内 60 番地 1	

（使用の範囲）

第 4 条 前条の一時避難所としての施設のうち、住民が使用する施設（以下「使用施設」という。）の範囲は、次表のとおりとする。

使用施設の区分		使用床面積	収容人員
1	株式会社 ミヤベ 本社 4 階	175 m ²	30 人
2	株式会社 ミヤベ 機材センター 休憩室	32 m ²	10 人

(一時避難所の開設等)

第5条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対して施設を一時避難所として開設するよう口頭（電話連絡含む。）で要請することができる。

- (1) 自然災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策基本法に基づき住民に対し避難指示又は緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令した場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態となり、甲が住民を使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が住民を使用施設に避難させる必要があると認めた場合

2 甲は、一時避難所を開設したときは、直ちに住民に使用施設の使用ができる旨を周知する。

3 乙は、甲からの第1項に基づく要請がない場合であっても、乙の判断で一時避難所として施設を開設することができる。

(避難者の誘導)

第6条 乙は、避難してきた住民に対し、使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(物資の支給等)

第7条 使用施設内に避難した住民に対する飲料水、食料の支給は原則甲が行うが、別表1に掲げる備蓄品の範囲内で、乙は、飲料水、食料を住民に提供することができる。

2 災害の発生があらかじめ想定されるときは、前項の規定にかかわらず、甲は住民向けの災害用物資の備蓄品等について乙に提供するものとする。

3 乙は、災害発生時の緊急対応車として車両1台を避難者・負傷者の移動手段、食料等物資の運搬手段として運用する。

4 乙は、使用施設内に避難した住民に対し、必要に応じて使用施設内のシャワールームの使用を認めることができる。

5 乙は、甲に機材センターに設置した燃料備蓄機器及び給湯調理機器（以下「機器」という。）を、災害発生時に使用させるものとする。この場合において、甲は、機器を給湯や炊き出し、冷暖房等の災害対応以外には使用しないものとする。

(事前説明の周知)

第8条 甲は、次に掲げる事項をあらかじめ住民に周知しておかなければならない。

- (1) 自主避難による使用施設の利用はできないこと。
- (2) 使用施設の利用に当たっては、乙の指示に従い、乙の指定する場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 使用施設は、住民の専用利用ではなく乙との共同利用であること。
- (4) 使用施設に損害等を与えないように利用すること。
- (5) 乙の関係者の指示に従うこと。
- (6) その他乙が定める事項に違反しないこと。

(費用の負担)

第9条 使用施設の使用料は、無料とする。

2 一時避難所として使用施設を住民が使用したことにより、当該使用施設を損傷等したこ

とによって生じた損害については、甲乙協議する。

(一時避難所の閉鎖等)

第 10 条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対して一時避難所として開設した施設を閉鎖するよう口頭（電話連絡含む。）で要請することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項第 1 号の発令を解除した場合又は当該解除前に住民に対し甲の指定する一時避難所への移動を指示した場合
- (2) 第 5 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の必要がないと認めた場合

2 乙は、前項の要請前といえども、甲に対して一時避難所を利用する住民の移動を要請することができる。

3 甲は、一時避難所が閉鎖されたときは、速やかに住民に使用施設を現状に復させた上、退去させるものとする。

(使用期間)

第 11 条 一時避難所の使用期間は、開設のときから閉鎖のときまでとする。

(連絡責任者)

第 12 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては施設を管轄する所長とする。

2 前項の連絡責任者は、災害時における緊急連絡体制として別表 2 に掲げる緊急連絡表をそれぞれ備え付けておかなければならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第 14 条 この協定の期間は、機器設置日から当該年度の 3 月 31 日を初年度の最終日とし、以降は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 箇月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申出がないときは、さらに 1 年延長するものとし、以降はこの例による。

この協定を締結した証として、本書 2 通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 6 月 10 日

甲 岩国市
岩国市長

乙 山口県岩国市元町一丁目 8 番 10 号
株式会社 ミヤベ
代表取締役

別表 1（第 7 条関係）

備蓄品の保管量

本社

種類	数量
食料	814 食分
飲料	250ℓ

機材センター

種類	数量
食料	2,304 食分
飲料	216ℓ

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

岩国市（以下「甲」という。）と株式会社キロク岩国営業所（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における資機材の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時において、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する資機材の供給を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- (1) 別表1に掲げる資機材
- (2) その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により決定するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡しを受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年8月26日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月26日

甲 岩国市
岩国市長

乙 山口県岩国市多田962-1
株式会社 キロク
岩国営業所長

様式1（第3条関係）

年 月 日

株式会社 キロク 岩国営業所 様

岩国市長

災害発生等に伴う資機材の供給等の要請について

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び理由

年 月 日の（ ）に関連する災害により
被災したため。

2 資機材の供給を要請する事項

品名	数量	引渡場所	備考

所 属
担当者
連絡先

別表 1（第 5 条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
土木機械	バックホー、鉄骨カッター、ブルドーザー、タイヤショベル
荷役機械	キャリアカー、フォークリフト
運搬機械	ベルトコンベア
発電機	発電機
高所作業	高所作業車、高所作業台
ポンプ	水中ポンプ、ハイプレッシャーポンプ
車両	ダンプ、トラック、クレーン付トラック
保安用品	電光・LED表示板、コードリール、信号機、敷鉄板
照明機器	投光器、バルーンライト、タワーライト
ハウス・トイレ	コンテナハウス、トイレハウス、車載トイレ、簡易トイレ
季節商品	スポットクーラー、ジェットヒーター

- 1 概ね上記の物資を基準とし、災害や緊急度の状況に応じて指定する。
- 2 上記の物資のほか、甲、乙協議の上、その都度物資を追加できるものとする。